

# 第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画（素案）の概要

令和6年1月19日

福島県保健福祉部高齢福祉課

## 1 計画策定の必要性

### (1) 経緯等

都道府県は、老人福祉法の規定により都道府県老人福祉計画を策定するとともに、介護保険法の規定により3年を一期とする都道府県介護保険事業支援計画を策定するものとされており、両計画は、老人福祉法及び介護保険法により一体のものとして作成されなければならないとされている。

現行計画（第9次福島県高齢者福祉計画・第8次福島県介護保険事業支援計画）の計画期間が令和5年度で満了することから、今年度中に次期計画（第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画）を策定する必要がある。

### (2) 法令の根拠

#### ア 高齢者福祉計画

老人福祉法第20条の9第1項に基づく「都道府県老人福祉計画」

#### イ 介護保険事業支援計画

介護保険法第118条第1項に基づく「都道府県介護保険事業支援計画」

## 2 計画の位置づけ

県における次期計画は、以下の各種計画等との調和を保つとともに、市町村における次期計画との整合を図ることとしている。

- ・ 福島県総合計画 (復興・総合計画課)
- ・ 福島県復興計画 (復興・総合計画課)
- ・ 福島県保健医療福祉復興ビジョン (保健福祉総務課)
- ・ 福島県医療計画 (地域医療課)
- ・ 福島県医療費適正化計画 (保健福祉総務課)
- ・ 福島県地域福祉支援計画 (社会福祉課)
- ・ 健康ふくしま21計画 (健康づくり推進課)
- ・ 福島県がん対策推進計画 (健康づくり推進課)
- ・ 福島県住生活基本計画 (建築住宅課)
- ・ 福島県高齢者居住安定確保計画 (建築住宅課)
- ・ 福島県地域防災計画 (災害対策課)
- ・ 福島県新型インフルエンザ等対策行動計画 (感染症対策課)
- ・ 福島県介護人材確保戦略 (社会福祉課)

### 3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

### 4 計画の策定・支援体制

計画の策定にあたっては、福島県高齢者福祉施策推進会議を開催し、広く関係者や県民の意見を反映させるとともに、庁内の高齢社会対策連絡会議幹事会の場で計画の策定に関する企画立案及び調整などを行った。

### 5 計画策定の基本的な考え方

#### (1) 国の基本指針等

介護保険事業（支援）計画に関する基本指針や老人福祉計画に関する基本方針を踏まえた計画内容とする。

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

#### (2) 計画の内容

計画の内容については、厚生労働省が定める「基本指針」を踏まえ、団塊世代が75歳以上となる2025年、さらにはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、県の推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立って、①～⑥のような点を重視しながら、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

- ① 地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備
- ② 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ③ 地域密着型サービスの更なる普及、複合的な在宅サービス推進など在宅サービスの充実
- ④ 地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から総合事業の充実を推進
- ⑤ 認知症に対する正しい知識の普及など認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

#### (3) 市町村との連携

各種サービスの見込量、施設整備量については、市町村の計画における数値を基礎として積算の上、計画値を設定することとなるため、個々の市町村が事業計画を策定する場合であっても、県、市町村の連携の下で情報を共有するとともに、市町村間での広域的調整を図っている。

## 6 基本理念と目標

### (1) 基本理念

すべての高齢者が、安心して、すこやかに、自分らしく暮らせる、地域でともに支え合う「ふくしま」の実現

### (2) 目標

- 1 すべての高齢者が、健康で生きがいを持ち、心豊かに暮らせる長寿社会づくりを目指します。
- 2 すべての高齢者が、自らの希望と選択に基づき、必要な介護サービスを適切かつ総合的に利用できる体制づくりを目指します。
- 3 すべての高齢者が、家庭や身近な地域の中で支え合いながら、自分らしく安心して暮らせる、ともに生きる地域社会づくりを目指します。

## 7 主な記載内容

計画は、「総論」、「各論」及び「資料編」から成る3部構成を予定している。

「資料編」に記載する介護サービスや施設整備の見込み量については、市町村計画との数値の整合を図り、県の計画値を確定した上で、高齢者福祉圏域別の状況を記載する予定。

また、「総論」、「各論」における一部の数値データ等については現時点の暫定値を記載しており、今後市町村計画との数値の整合を図る予定としている。

### I 総論

- 第1章 計画策定の趣旨
- 第2章 高齢者の現状と推移
- 第3章 計画の基本理念と施策の基本体系
- 第4章 計画策定後の推進体制

### II 各論

- 第1章 地域包括ケアシステムの深化と推進
- 第2章 認知症施策の推進
- 第3章 高齢者の健康と生きがいづくりの推進
- 第4章 介護サービス基盤の整備
- 第5章 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

### III 資料編

圏域別の介護サービスや施設整備に関する見込み量の状況等

## 8 計画策定後の推進体制

### (1) 県全域での推進体制

次期計画策定後も引き続き、福島県高齢者福祉施策推進会議を開催し、計画の達成状況に関する点検・評価や広域的な調整、推進方策の検討を行う。

### (2) 高齢者福祉圏域での推進体制

保健医療福祉関係者、市町村担当者等で構成する「圏域別連絡会議」を高齢者福祉圏域ごとに設置し、各圏域における計画の進捗状況の管理や課題の検討などを行う。

以上